

松島町国土利用計画

— 第 四 次 —

平成28年3月

宮 城 県 松 島 町

松島町国土利用計画（計画編）目次

	頁
前 文	
1. 町土の利用に関する基本構想	1
(1) 町土利用の現状と課題	1
(2) 町土利用の基本理念	3
(3) 町土利用の基本方針	3
(4) 利用区分別の町土利用の基本方向	5
2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 .	7
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ...	7
(2) 地域別の概要.....	9
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	12
(1) 復興に向けた土地利用の推進	12
(2) 土地利用関係法令等の適切な運用	12
(3) 地域整備施策の推進	12
(4) 町土の保全と安全性の確保	12
(5) 環境の保全と美しい町土の形成	13
(6) 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化 ...	13
(7) 多様な主体との連携・協働による町土管理の推進 .	15
(8) 町土に関する調査の推進と普及啓発	15

前 文

本計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、松島町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な事項を定めたものであり、宮城県国土利用計画（第五次）を基本とし、「松島町長期総合計画（基本構想）」に即して策定するものである。

なお、松島町では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）からの復旧・復興に向けて、「松島町震災復興計画」に基づき、復興政策を推進しているところである。

この計画は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、復旧・復興に係る進捗状況や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行うものとする。

1. 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の現状と課題

ア. 町の概況

本町は宮城県の中央部にあって、松島湾に面し、東は東松島市、西は宮城郡利府町及び黒川郡大郷町、北は大崎市、南は松島湾をへだてて塩竈市浦戸諸島に接する。仙台市と石巻市のほぼ中間に位置しており、仙台都市圏の外縁部に当たっている。交通は、国道45号や346号、三陸縦貫自動車道、主要地方道仙台松島線、大和松島線、奥松島松島公園線などがあり、道路交通の便に恵まれている。また、JR仙石線が町域を東西に横断、東北本線が町域を南北に横断し、仙台市とは約30分の時間距離のところに位置する。

町土の面積は53.56 k m²で、北東から南西に横長く、南北約10.5km、東西約9kmである。西南部から中央部にかけて松島丘陵が伸び、その北端には吉田川、鳴瀬川が東流して石巻湾に注いでいる。また、町内を南北に高城川が流れ、河口部の低地には住宅地が広がっている。南部は大小260余の島々が点在する松島湾に面している。松の緑を添えて点在する島々は、波浪の侵食と風化作用によって珍奇な姿を形づくり、1年を通じて様々な景観を呈しており、眺望、景観の良さから、古くから日本三景の一つとして知られ、松島は東北はもとよりわが国の代表的な観光地となっている。

本町の人口は、昭和60年の17,568人（国勢調査）をピークに少子化等の影響により減少しており、平成22年には15,085人となっている。

本町は、国の特別名勝並びに県立自然公園に指定されており、年間約300万人の観光客が訪れる。国宝瑞巖寺や国指定重要文化財の五大堂など数々の歴史的風土を有することから、これらの保全を優先しつつ、多様な観光需要に対応可能な高い機能を有する国際観光都市を目指した取り組みが進められている。

産業は、観光業を主体とし、このほかでは農業、水産業、商業が基幹産業となっている。

農業は、農業振興地域の保全と生産基盤の確立に向けて、農業経営近代化、生産組織の育成強化を図っている。

水産業は、震災影響からのカキ養殖事業の再生、アサリの養殖事業の拡大など、浅海養殖漁業の振興を図るとともに、漁業後継者の育成支援に努めている。

商業は、消費者ニーズの変化や行動範囲の拡大により環境条件は著しく変化しており、これに対応するため、商店街の活性化や中小企業に対する支援等の取り組みが進められている。

一方、平成23年3月11日に発生した震災では、町民21人（関連死含む）の尊い命が失われ、津波や地震に伴う家屋の浸水や倒壊、電気、ガス、水道、電話等のライフラインが途絶するなど、本町においても甚大な被害がもたらされた。

震災以降、関係機関等と連携を図りながら、被災者の生活再建を第一とした住宅再建支援や復旧・復興事業を推進し、防潮堤、避難場所、避難施設、漁港施設等の復旧・復興関連施設が着工したほか、平成27年3月には災害公営住宅52戸の整備が完了し、復興に向けた取り組みが着実に進展している状況にある。

イ．町土地利用の現況

平成26年における本町の土地利用の状況は、農地が18.9%、森林が52.0%、原野等が0.2%、水面・河川・水路が5.8%、道路が5.3%、宅地が5.8%、その他が12.0%となっている。過去10年間の構成比に大きな変化はみられないものの、農地の割合が2.7%（28ha）減少し、宅地の割合が3.0%（9ha）増加しており、緩やかな宅地化の進行がみられる。

ウ．町土地利用の現状からみた課題

本町は日本三景として国の特別名勝や県立自然公園に指定されており、由緒ある文化財や史跡等も多く有しており、年間約300万人の観光客が訪れ、宮城県はもとより、東北の観光を牽引してきた実績がある。町内の自然・景勝や歴史的建造物は、町の財産であり、将来にわたり住民の生活や文化を支える大切な資源であることから、今後も引き続き保全・継承に努めていく必要がある。また、近年、松枯れ等が顕著化してきている状況にあることから、豊かな自然・景勝の構成要素となっている松等の保全に努めていく必要がある。

観光地を含む市街地中心部を縦断する国道45号は、観光、物流、生活などあらゆる交通が流入しており、交通混雑の緩和が長年の課題となっており、風情ある観光地としてのイメージを阻害する要因となっているため、早急なバイパス整備が求められている。

本町においては、町域南部の市街化区域を中心に住宅団地や各種インフラ等の整備が進められてきたが、今後も継続して地域資源を生かした観光資源を保全・創出するとともに、商業地を含む中心市街地の活性化や定住促進に向けた低未利用地の有効活用を図る一方で、広大な森林や農地が分布する町域北部の地域特性等に配慮しつつ、地域相互の連携のもとで活性化を図り、町土全体の均衡ある発展が求められている。また、人口減少下においても増加している都市的土地利用については、市街化区域内の低未利用地が比較的少ない本町の現状を踏まえ、市街化調整区域における駅周辺のポテンシャルを生かした住宅地等の整備の検討など、関係機関等と調整を図りながら適切な土地利用の誘導に努める必要がある。

本町の基幹産業は観光関連の産業を中心に、農林水産業が主体となっているが、特に、第一次産業を取り巻く厳しい社会情勢等の影響により、農村部や山間部、漁村部における地域活力の相対的な低下が危惧されている。このため、農村部においては農業経営の合理化と生産性の向上を図っていく必要があるほか、安定的な農業経営のためのさらなる農業生産基盤の整備、農業の担い手不足の解消に努めていく必要がある。山間部においては、木材生産等の経済的機能とあわせ町土の保全や水源かん養等の公益的機能を有する優良な森林の保全・整備を推進していくとともに、林業の担い手不足の解消や付加価値の高い林産物の生産などを推進していく必要がある。漁村部においては、水産業就業者の高齢化対策とあわせて、付加価値の高い新たな水産物の資源化を推進するとともに、漁業の振興を図るため漁港施設等の復興支援を推進していく必要がある。

一方、安定した雇用の創出による定住促進を図るため、本町の地理的優位性及び恵まれた交通条件を生かし、新たな製造業、流通業等の産業拠点を形成していくとともに、商業振興に資する沿道土地利用の適正化に努めていく必要がある。

震災以降、関係機関等と連携のもと、復興に向けた取り組みを迅速に推進しているところであるが、今後も引き続き防災機能の強化を図り、住民が安心して暮らせる災害に強い町土づくりを実践していく必要がある。

(2) 町土地利用の基本理念

町土は現在及び将来における住民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを念頭に置き、総合的かつ計画的な土地利用を推進していく必要がある。

平成28年3月に策定した「松島町長期総合計画（基本構想）」においては、「歴史・文化の継承と創造」を計画の基本理念とし、10年後の松島町が目指すべき将来像として、「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」を掲げ、以下の重点戦略と基本目標を設定して、まちづくりを推進することとしている。

《重点戦略》

重点戦略① 「定住」

重点戦略② 「子育て」

重点戦略③ 「交流」

《基本目標》

- 1 心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり
- 2 人・まち・自然、ふれあい安らぐまちづくり
- 3 心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり
- 4 自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくり
- 5 おもてなしの心を育み、愛されるまちづくり
- 6 豊かな地域で仕事・暮らしが つむぎ合う心かようまちづくり

こうした町の将来像や基本目標は、その基盤となる町土の計画的な利用があつてはじめて実現できるものである。

従って、「“集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島”の実現に向けた総合的かつ計画的な町土利用の推進」を本計画の基本理念とする。

(3) 町土地利用の基本方針

町土は、住民の共通の財産であるとともに、人と自然が永続的に共存していく場であり、町外や諸外国から訪れる人々等との多様な交流の舞台でもある。

このような基本認識や町土利用上の課題を踏まえ、町土の利用については、以下の基本方針に基づき、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な町土管理」の実現を図ることとする。

- ① 町の将来像「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」の実現に向けて、本町の重要課題として位置づけられる「若者の定住の促進」、「地域の実情に応じた子育て支援」、「観光客と住民等の交流の促進」に資する町土の利用を図る。

- ② 震災からの復興に向けて、災害に強い町土づくりを推進し、防災機能の強化と地域コミュニティの維持及び強化に配慮した町土利用を進める。
- ③ 町土の有効利用及び土地利用転換の適正化に向けて、今後の若者の定住促進の受け皿となる宅地需要等に対しては、低未利用地の有効利用を促進するとともに、森林、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、いったん転換した後に元に戻すことは容易ではないこと、また、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えることなどを考慮し、慎重な配慮のもとで計画的に行うものとする。
- ④ 町土利用の質的向上に向けて、農地や森林等の自然的土地利用については、町の良好な景観の構成要素であり、水源涵養機能など公益的な機能を有する貴重な財産と捉え、農林業の生産活動の場として保全、整備を図る。一方、住宅地や工業用地等の都市的土地利用については、今後もその需要が見込まれることから、地域振興と自然的土地利用の維持との調和を図りながら、自然環境の保全、環境負荷の低減、歴史的風土の保存等に配慮した計画的かつ快適な市街地の形成に努める。また、緑豊かな自然環境や町土の持つ歴史的風土等により構成される美しい景観を保全・継承するとともに、町土の保全と安全性の確保に努め、健康的な暮らしを支える活動の場、精神的な豊かさやおもてなしの心を育める場を提供するなど、町土利用の質的な向上を図る。
- ⑤ 町土利用をめぐる新たな動きへの対応として、人口減少への対応については、若者等の移住定住を促進するため、住宅確保の支援策を推進するとともに、子育て・教育支援策との連携など、全町的な社会政策を講じていく。また、地域間連携を促進する道路網の強化、地理的優位性や恵まれた交通条件を生かした企業誘致や産業誘致等により雇用の創出に努め、地域産業の競争力の強化や若者等の起業・創業の促進に資する町土利用を図る。
- ⑥ 地域の均衡ある発展に向けて、各地域の特性に十分配慮し、相互連携のもとで土地利用の活性化を図るとともに、交通網や既成市街地や既存集落等の環境整備に努める。

(4) 利用区分別の町土地利用の基本方向

ア. 農地

農地については、水産業と並ぶ本町の基幹産業のひとつである農業の基盤であることから、農業振興地域整備計画に基づき、農業基盤整備等を推進し、優良農地の確保と整備を図る。

また、環境への負荷の低減に配慮した農業生産や地産地消を推進し、園芸等をあわせた複合経営による農地の高度利用を促進するとともに、未利用農地については、体験農園などによる活用を図る。

イ. 森林

森林については、木材生産等の経済的機能及び町土の保全、水源かん養、保健休養等の公益的機能のみではなく、自然公園的機能を通じて住民生活に豊かさと潤いを与えていることに着目し、これらの多面的な機能が十分発揮されるよう確保と整備を図る。

また、付加価値の高い新たな林産物の生産など、高度利用を促進する。

ウ. 原野等

原野のうち、水辺植生、野生生物の生息・生育地など、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図る。採草放牧地などその他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を促進する。

エ. 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、自然災害（浸水等の水害や土砂災害）の災害防止に加え、農業用水の安定供給に向けた農業用排水路の整備等に必要な用地の確保に努めるとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、レクリエーション活動の場など、日常生活に潤いとゆとりをもたらす親水空間等への有効利用に努め、自然環境・生態環境・水質等の保全に配慮しつつ、整備・活用を図る。

また、津波により河川堤防が被害を受け、地盤沈下のために洪水被害の危険性が高まった沿岸部の低平地では、堤防整備等を継続して進めるとともに、内水対策事業を推進し、治水安全度の向上を図る。

オ. 道路

一般道路については、主要幹線道路等の整備を進めて交通の利便性を確保するとともに、交通安全対策、災害時の避難経路の確保、自然環境の保全等に十分配慮しつつ有機的、体系的な道路網の形成が図れるよう必要な用地の確保に努める。また、震災により甚大な被害を受けた地区において、海岸沿いからの迅速かつ安全な避難路の整備を行い、分散している集落と幹線道路との交通ネットワークを確立し、物資輸送・医療救急に機能する路線として整備を進める。なお、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

農道については、農業の生産向上及び農地の適正な管理が図られるよう整備・拡充に努める。また、林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

カ. 宅地

住宅地については、核家族化の進行、二世帯住宅、ゆとりある宅地などへの宅地需要に対応し、防災、自然環境の保全等に配慮しつつ、望ましい居住水準の確保と良好な居住環境の形成を目標とし、耐震性やバリアフリー等に配慮した住宅ストックの質の向上を図るとともに、下水道をはじめとする生活関連施設の整備を計画的に推進しながら、必要な用地の確保を図る。なお、震災による地盤沈下や甚大な家屋被害を受けた住宅地については、住宅再建や宅地かさ上げ事業等による復興まちづくりを推進し、安心して暮らせる住宅地の整備に努める。また、若者等の定住促進の受け皿として、駅前の利便性を備え、良好な自然環境と調和したゆとりある居住空間づくりを推進するため、市街化調整区域においても、関係機関等と調整を図りながら地区計画等による計画的な住宅地形成の検討を進める。

工業用地については、自然環境等の保全に配慮し、地場産業の育成と農林業の生産環境との調和に留意しつつ、広域交通の利便性の高い三陸縦貫自動車道のインターチェンジ周辺において産業拠点の形成に努め、工業生産に必要な用地の確保を図る。

事務所・店舗等のその他の宅地については、既存集落を中心に土地の高度利用化を図るとともに、市街地及びその周辺地域における交通利便性の高い沿道部については、商業の活性化に向けた適正な沿道土地利用を図る。

キ. その他

文教施設、公園緑地、レクリエーション施設、環境衛生施設、厚生福祉施設及び交通施設等の公用・公共用施設など、その他の用地については、住民生活の利便性や快適性、防災性、少子高齢化等によるライフスタイルの多様化、観光振興や自然とのふれあいの志向等を踏まえ、景観及び環境の保全に配慮しながら既存施設の有効利用や計画的な整備に努める。

また、本町は国の特別名勝並びに県立自然公園に指定されており、海岸及び沿岸海域については、観光、漁業、レクリエーションなど各種利用への多様な期待があることから、環境や文化財の保全等に配慮しつつ、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、長期的視点に立った総合的利用を図る。

2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア. 本計画における目標年次は、平成37年（2025年）とし、基準年次は平成26年とする。

イ. 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と総世帯については、目標年次である平成37年において、それぞれ14,000人、5,200世帯になるものと想定する。

ウ. 町土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の7地目別区分とする。

エ. 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との総合的な調整を行い定めるものとする。

オ. 町土の利用に関する基本構想に基づく平成37年の利用区分ごとの規模の目標は、次の表のとおりである。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の動向に応じて弾力的に取り扱われるべき性格のものである。

町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha, %)

区分	規模の目標と変化の状況						
	平成26年 基準年次	平成37年 目標年次	増減	伸び率	年率	構成比	
			H26~H37	H37/H26	H26~H37	H26	H37
農地	1,012	998	-14.0	-1.4	-0.1	18.9	18.6
田	869	862	-7.0	-0.8	-0.1	16.2	16.1
畑	143	136	-7.0	-4.9	-0.4	2.7	2.5
森林	2,784	2,561	-223.0	-8.0	-0.7	52.0	47.8
国有林	156	156	0.0	0.0	0.0	2.9	2.9
民有林	2,628	2,405	-223.0	-8.5	-0.8	49.1	44.9
原野等	12	12	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2
水面・河川・水路	310	310	0.0	0.0	0.0	5.8	5.8
水面	32	32	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6
河川	221	221	0.0	0.0	0.0	4.1	4.1
水路	57	57	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1
道路	285	289	4.0	1.4	0.1	5.3	5.4
一般道路	218	222	4.0	1.8	0.2	4.1	4.1
農道	67	67	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3
林道	0	0	0.0	-	-	0.0	0.0
宅地	312	545	233.0	74.7	6.8	5.8	10.2
住宅地	219	231	12.0	5.5	0.5	4.1	4.3
工業用地	0	220	220.0	-	-	0.0	4.1
その他の宅地	93	94	1.0	1.1	0.1	1.7	1.8
その他	641	641	0.0	0.0	0.0	12.0	12.0
合計	5,356	5,356	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0

注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

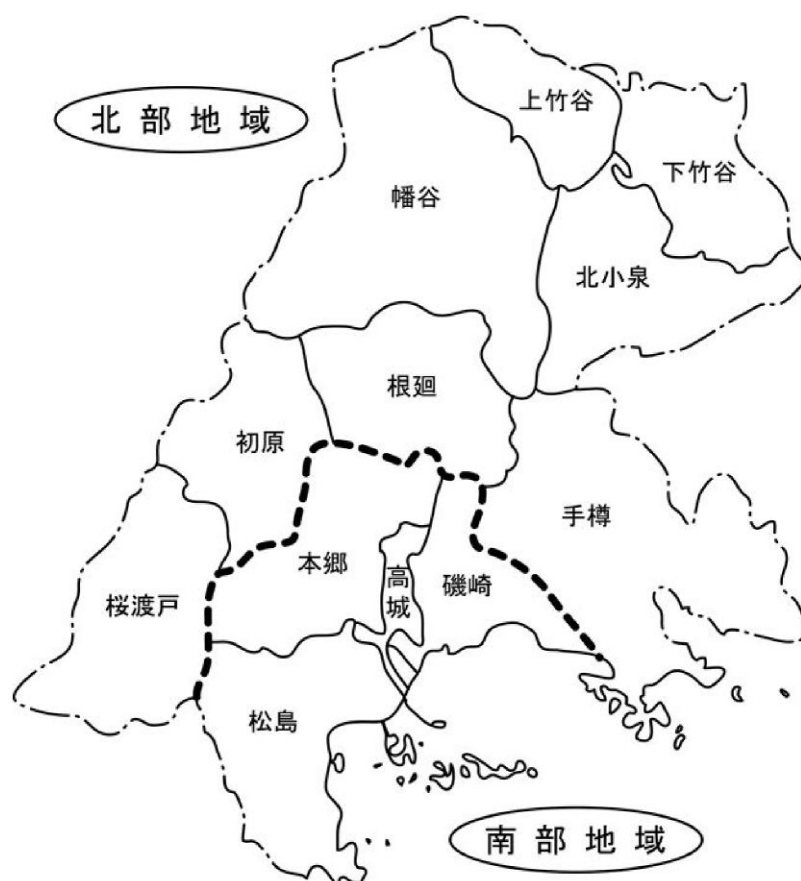
注：平成23年値から宮城県国土利用計画の利用区分の定義が変更されており、「原野」は採草放牧地を加え「原野等（原野+採草放牧地）」に、「農用地（田+畑+採草放牧地）」は「農地（田+畑）」に変更されている。

(2) 地域別の概要

ア. 地域の区分は本町における地形等の自然条件、行政区等の社会的条件を考慮して、南部地域、北部地域の2地域に区分する。

地域名	地域区分
南部地域	松島、高城、本郷、磯崎
北部地域	手樽、北小泉、下竹谷、上竹谷、幡谷、根廻、初原、桜渡戸

地域区分図



イ．町土の地域別土地利用の概要は以下のとおりである。

○南部地域

南部地域は、五大堂・瑞巖寺などを有する国際的な観光地としての松島地区、商業地である高城地区、漁業地域としての磯崎地区、文教地区である本郷地区により構成されている。磯崎、本郷地区については区画整理事業等による住宅地が整備されている。

当地域は、地形により大きく分けることができ、松島湾と高城川沿いの比較的平坦な地域は、住宅、店舗や宿泊施設等が集積し市街地を形成している。その背後には松島丘陵があり、日本三景松島の優れた景観を形づくる森林地域となっており、特別名勝「松島」、県立自然公園区域としての保全がなされている。また、当地域には運動公園等が整備され、区画整理事業により小規模住宅団地等が造成され、宅地化が進んでいる。

このため、今後も引き続き、豊かな自然環境や美しい自然景勝を保全・継承するとともに、運動公園や松島公園等を広域的なスポーツ・レクリエーションの場として活用を図り、既存住宅地においては良好な環境の維持・保全に努める。また、市街地及びその周辺地域における交通利便性の高い沿道部については、商業振興や地域社会の整備発展等に応じた土地の有効利用に努める。

当地域に含まれる市街化区域は、大部分が特別名勝「松島」の保護地区に指定されており、特に高城川以西においては、建築物の新築や改築が制限される特別保護地区、第1種保護地区に指定されている地域が多い状況にある。近年、減少傾向にある本町の人口動向を踏まえ、住民が快適に暮らせる美しい町とするため、市街化区域内の低未利用地の有効利用を図るとともに、宅地の適正誘導に努める。

また、松島地区に位置する松島駅・松島海岸駅は、多くの観光客が利用していることから、バリアフリー化を推進するとともに駅舎の改築等を推進し、本町の表玄関としてふさわしい魅力と賑わいの創出に努める。

海岸及び沿岸地域においては、関係機関との連携のもと、震災により地盤沈下等の甚大な被害を受けた護岸の復旧、漁業集落等の地盤かさ上げや排水施設等の生活基盤の整備を図り、地域水産業と漁業集落等の早期復興を推進する。また、避難道路、避難場所・防災広場の整備を推進し、安心して暮らせる町土利用を推進する。

○北部地域

北部地域は、品井沼干拓により肥沃な農地を持つ幡谷・上竹谷地区、吉田川沿いに農地が広がった低い丘陵地からなる下竹谷・北小泉地区、町の中央部を横断する三陸縦貫自動車道と市街地を縦断する国道45号から分岐し北に伸びる346号が交わる根廻地区、主要地方道の仙台松島線沿いに集落が点在する初原・桜渡戸地区、国道45号から主要地方道の奥松島松島公園線が伸び臨海地域である手樽地区から構成される。

幡谷・上竹谷・下竹谷・北小泉・手樽地区については、いずれも農業振興地域となっており、手樽地区は、特別名勝「松島」及び県立自然公園区域に指定されている。

当地域は、豊かな森林を有しており、丘陵地の中に農地、集落が散在する田園地帯を中心として農漁村地域として発展し、農業基盤整備等により優良な農地が広く分布しているが、農林水産業を取り巻く厳しい情勢や後継者不足等の影響により、一部で耕作

放棄地などがみられる。

このため、森林地域については、町土の保全や水源の涵養等の公益的機能を考慮しながら、森林の保全管理を計画的に推進する。農業振興地域においては、今後も継続して農業基盤整備等を推進し、優良農地の保全・確保に努めるとともに、農地等の二次的な自然環境と田園景観の保全に配慮する。また、耕作放棄地など未利用農地の活用を図りつつ、新たな特産物の育成等、農地の高度利用に努める。

一方、当地域は全域が市街化調整区域に指定されているものの、市街化区域内の低未利用地が比較的少ない本町の現状を踏まえ、若者等の定住促進の新たな受け皿として、地区計画制度などにより、周辺的环境及び特性と調和したゆとりある居住空間の形成を図る。また、生活道路の整備等を推進し、快適な定住環境の創出に努める。

なお、手樽地区の海岸及び沿岸地域においては、関係機関との連携のもと、護岸の復旧、漁業集落等の地盤かさ上げや排水施設等の生活基盤の整備、高台等への移転促進、避難道路等の早期整備に努め、安心して暮らせる町土利用を推進する。

3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 復興に向けた土地利用の推進

津波により甚大な被害を受けた被災地区において、関係機関との連携のもと、防潮堤や護岸整備を進めるとともに、漁業集落等の地盤かさ上げや排水施設等の生活基盤の整備、避難道路、避難場所・防災広場の整備などについて円滑かつ迅速な実施を図る。

(2) 土地利用関係法令等の適切な運用

土地基本法、国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、文化財保護法、県立自然公園条例など関連する土地利用関係法令の適切な運用により、町土利用に関する総合的かつ計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。

(3) 地域整備施策の推進

地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を通じて町土の均衡ある発展を図るため、松島町長期総合計画に掲げた地域特性を生かした地域整備に係る諸施策を推進し、幹線道路や生活道路等の交通網の整備とあわせ、既成市街地や既存集落の環境整備、新市街地の計画的な整備を図る。

また、地域経済の活性化に向けて、住民の安定就労を確保し、定住条件を整備するため、農林水産業の生産基盤の整備を推進するとともに、産業拠点の形成と活性化、魅力ある地域資源を生かした商工業の振興を計画的に推進する。

観光・レクリエーション施設の整備等の諸施策については、豊かな自然環境や歴史的風土との調和に配慮するとともに、上水道や下水道等の生活基盤施設、福祉施設、教育文化施設の整備にあたっては、均衡のとれた居住環境の形成に努める。

(4) 町土の保全と安全性の確保

ア. 町土の保全と安全性の確保を図るため、治水・利水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害、高潮、土砂災害等への対応に配慮しつつ、適正な町土利用への誘導を図るとともに、町土保全施設の整備に努める。

イ. 森林のもつ町土保全機能等の向上を図るため、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理を進める。また、森林の公益的機能や森林管理への住民の理解と参加、森林の活用など計画的な利用を図る。

ウ. 人口、産業及び諸機能が集積する市街地においては、火災や地震等の災害に対する安全性を確保するため、町土保全施設や地域防災拠点の整備、避難路や避難場所の適正かつ計画的な確保を図る。

(5) 環境の保全と美しい町土の形成

- ア. 地球温暖化対策を推進するとともに、良好な大気環境を保全するため、公共交通機関の利用促進や円滑な交通体系の構築を図るとともに、二酸化炭素を吸収する機能を有する森林や緑の適切な保全に努める。

- イ. 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努める。

- ウ. 生活環境の保全を図るため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めるとともに、必要に応じて緩衝緑地の設置を図り、町土の豊かな自然環境を体系的に保全しつつ、快適な生活環境の形成に努める。

- エ. 農地や森林の適切な維持管理、水辺地等の保全に努めるとともに、生活排水や工場・事業所等の排水などによる水環境への汚濁負荷の軽減に努め、健全な水循環系の構築を図る。

- オ. 特別名勝、県立自然公園の指定区域における野生生物の生息・生育環境や自然風景は、本町の優れた自然であり重要な景観資源、観光資源であることから、適正な保全を図るとともに、松枯れ等の進行に対しては、松くい虫等の対策の継続的な実施による松等の保全に努める。また、農地等の二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じてその維持・形成を図る。さらに、潤いのある町土を形成するため、水辺空間の積極的な保全と創出を図りつつ、身近な自然とのふれあいの場の確保に努める。

- カ. 歴史的風土の保存、文化財の保護等を図るため、土地利用の適正な誘導や開発行為等の適正な規制を行う。また、市街地においては、美しく良好なまち並み景観や緑地・水辺景観の形成を図るとともに、農地や森林地域においては、自然景観の維持、形成を図る。

- キ. 良好な環境を確保するため、環境影響評価の実施や、公共事業等の位置・規模等の検討段階において事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

(6) 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化

ア. 農地

農地については、農業振興地域整備計画に基づく農業生産基盤の計画的な整備や集積、高度利用の促進により、生産性の高い優良農地の確保に努めるとともに、野菜や果樹等の新たな名産品等の確立を促進し、農地の効率的な利用と生産性の向上を図る。

また、農地の土地利用転換については、食料生産の確保、農業経営の安定や地域景

観、自然環境等に及ぼす影響に配慮し、都市的土地利用との調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地が分断されずにまとまって確保されるよう十分配慮して行う。

イ. 森林

森林については、町土の保全、水源の涵養、災害の防止、環境保全等の公益的機能を考慮しながら、地域森林計画等に基づき、森林資源の整備及び保全管理を計画的に推進する。また、保健休養や自然学習等の場として積極的な活用を図る。

また、森林の土地利用転換については、町土の保全、水源の涵養や環境保全等の公益的機能の低下を防止することに十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図りながら行う。

ウ. 水面・河川・水路

水面・河川・水路のうち水面については、農業用水の確保、ため池等の維持補修に努め、河川については、農業用水の安定した取水と水害等の発生を防止するため、計画的な河川改修整備を図る。また、水路については、農業用水の確保を図るため、農業用排水路の整備の充実を図る。

なお、これらの整備を行ううえで、生物の多様な生息・生育環境の保全など、自然環境に十分配慮するとともに、地域の景観と一体となった水辺空間の保全や自然とふれあうレクリエーションの場としての活用を図る。

エ. 道路

道路のうち一般道路については、町土の振興の要である国道・県道の整備改善を促進するほか、緊急時の避難路・輸送路を含めた幹線道路のネットワークの充実・強化を促進する。町道については、災害発生時の避難経路の確保や歩行者の安全確保、観光拠点等へのアクセス経路の整備等を積極的に推進する。

農道については、農業振興のための重要な生活基盤であるため、これらの計画的な整備を図る。

オ. 宅地

宅地のうち住宅地については、復興事業推進による居住環境の整備や市街地及びその周辺地域における土地の有効利用、若者等の定住促進の受け皿としての宅地需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。さらに、既存の住宅ストックの有効活用や住宅の長寿命化等を通じて持続的な利用を図る。また、既成市街地については、住宅地内の未利用地の有効利用等に努めるとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。

工業用地については、グローバル化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向等を踏まえ、自然環境の保全や公害の防止、地域社会との調和等に配慮しつつ、製造業、流通業、研究施設等の誘致に向けて、三陸縦貫自動車道等の広域高速交通体系を生かした新たな産業拠点の形成に努め、工業生産に必要な用地の確保を図る。

事務所・店舗等のその他の宅地については、地域の景観と周辺地域の土地利用との

調和を図りながら、町民や観光客等の需要に対応する商業の良好な環境形成と交通利便性の高い沿道部等における土地の有効利用を図る。

カ. その他

住民や本町を訪れるすべての人々が安心して快適にいきいきとすごせる環境の創出に向けて、地域特性を生かした公園・緑地、福祉施設、文化・教育施設等の公共・公益施設立地などに対する住民の意向を十分考慮し、環境の保全、アクセス経路等に配慮して必要な用地の確保に努める。

(7) 多様な主体との連携・協働による町土管理の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を生かして町土の管理に参加することにより、町土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な町土の利用に資する効果が期待できる。このため、町による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、土地所有者、地域住民、企業、農林業団体、NPO、行政、他地域の住民等の多様な主体が連携・協働し、森林づくり活動や農地の保全管理活動への参加を促進する。

(8) 町土に関する調査の推進と普及啓発

町土を科学的かつ総合的に把握するため、自然環境保全調査等の町土に関する基礎的な調査を推進するとともに、町土の利用に関わる各種計画における情報の収集・整理を積極的に行い、これら情報の積極的公開に努める。

また、町土の適切な利用については、アンケート調査等による住民意向を汲み、住民の理解と協力のもと計画の総合性及び実効性を高めることとする。

松島町国土利用計画

— 第 四 次 —
(参考資料)

松島町国土利用計画（参考資料）目次

	頁
1. 町土の利用区分の定義一覧及び計画策定の経緯 ……	資料-1
(1) 町土の利用区分の定義一覧 ……	資料-1
(2) 国土利用計画の策定経緯 ……	資料-4
2. 町土利用の現況と利用区分ごとの規模の目標 ……	資料-5
(1) 計画における主要指標 ……	資料-5
(2) 利用区分別の規模の目標 ……	資料-6
(3) 利用区分別の土地利用推移 ……	資料-7
(4) 利用区分別の増減面積 ……	資料-8
(5) 利用区分別転換マトリックス ……	資料-9
3. 町土の利用区分ごとの関係指標の推移と目標 ……	資料-10
(1) 農地面積の推移と目標 ……	資料-10
(2) 森林面積の推移と目標 ……	資料-11
(3) 原野等面積の推移と目標 ……	資料-12
(4) 水面・河川・水路面積の推移と目標 ……	資料-13
(5) 道路面積の推移と目標 ……	資料-14
(6) 宅地面積の推移と目標 ……	資料-15
(7) その他面積の推移と目標 ……	資料-19
■ 松島町土地利用現況図 ……	資料-20
■ 松島町土地利用構想図 ……	資料-21

1. 町土の利用区分の定義一覧及び計画策定の経緯

(1) 町土の利用区分の定義一覧

利用区分	定義	把握方法
1. 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「宮城の農作物統計」（東北農政局）の耕地面積のうち「田」及び「畑」の合計。
2. 森林	<p>国有林と民有林の合計。 なお、林道面積は含まない。</p> <p>(1) 国有林 イ. 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。 ロ. 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。 ハ. その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p> <p>(2) 民有林 森林法第2条に定める森林であって、同条第3項に定めるもの。</p>	<p>東北森林管理局照会 「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」（うち、林道及び貸地内の放牧採草地の面積を除く。）の合計。</p> <p>東北森林管理局照会 「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」の合計。</p> <p>関係地方行政機関照会</p> <p>県林業振興課照会 地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林の合計。</p>
3. 原野等 (原野, 採草放牧地)	・農地法第2条第1項に定める採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積の合計。	<p>「森林以外の草生地（合計）」 － 「森林以外の草生地（国有のうちの林野庁）」¹ + 「採草放牧地（国有林野貸付使用地）」²</p> <p>※1 「世界農林業センサス」又は「農林業センサス」により求める。 ※2 「国有林野事業統計書」による。</p>

注：平成23年値から宮城県国土利用計画の利用区分の定義が変更されており、「原野」は採草放牧地を加え「原野等（原野+採草放牧地）」に、「農用地」は「農地（田+畑）」に変更されている。

利用区分	定義	把握方法
<p>4. 水面・河川・水路</p> <p>(1) 水面</p> <p>(2) 河川</p> <p>(3) 水路</p>	<p>水面、河川及び水路の合計。</p> <p>湖沼（人造湖及び天然湖）並びに溜め池の満水時の水面。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然湖沼 面積 10ha 以上の天然湖沼を対象とする。 ・ 人造湖 堤高 15m 以上のダムで、各年 4 月 1 日時点で竣工しているものを対象とする。 ・ ため池 堤高 15m 未満の農業用ため池である。 <p>河川法第 4 条に定める一級河川，同法第 5 条に定める二級河川及び同法第 100 条による準用河川の同法第 6 条に定める河川区域。</p> <p>農業用排水路。</p>	<p>・ 100ha 以上：「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）の「湖沼面積」による。</p> <p>・ 10ha 以上 100ha 未満：「第 4 回自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書」（環境省）（図測等により補完） 「ダム年鑑」（（財）日本ダム協会）の湛水面積（図測等により一部補完）</p> <p>「ため池台帳」（県農村振興課）</p> <p>河川現況調査及び河川管理総括資料を基に、河川改修実績等による変化量を加減。 （県河川課照会）</p> <p>以下の算式により面積を算出。 $\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率})$ </p>
<p>5. 道路</p> <p>(1) 一般道路</p> <p>(2) 農道</p> <p>(3) 林道</p>	<p>一般道路、農道及び林道の合計。</p> <p>道路法第 2 条第 1 項に定める道路。</p> <p>ほ場内農道及びほ場外農道の合計である。</p> <p>国有林林道及び民有林林道の合計のうち、林道規定第 4 条の自動車道を対象とする。</p>	<p>「道路統計年報」の基礎資料（県道路課）</p> <p>ほ場内農道面積及びほ場外農道面積は、以下の算式により算出。 $\text{○ほ場内農道面積} = \text{水田地域におけるほ場内農道面積 (A)} + \text{畑地域におけるほ場内農道面積 (B)}$ $\text{A} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率})$ $\text{B} = (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$ $\text{○ほ場外農道面積} = \text{一定要件農道の延長} \times \text{一定幅員}$ </p> <p>国有林林道及び民有林林道の延長に一定幅員を乗じて面積を算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林林道の延長 「国有林野事業統計書」における自動車道の延長 ・ 民有林林道の延長 「森林・林業統計要覧」の民有林の延長

利用区分	定義	把握方法
<p>6. 宅地</p> <p>(1) 住宅地</p> <p>(2) 工場用地</p> <p>(3) その他の宅地</p>	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。</p> <p>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p> <p>従業員 10 人以上の事業所敷地面積</p> <p>「住宅地」及び「工業用地」のいずれにも該当しない宅地（事務所用地、店舗用地等）</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」の宅地の評価総地積に非課税地籍を加えたもの。 （村落地区については、地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正量を推計し、加える。）</p> <p>○「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積（村落地区については地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。）</p> <p>○公営住宅用地及び公務員住宅用地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県営住宅用地：「財産現在高明細書」（県管財課） ・市町村営住宅用地：縣市町村課照会 ・国家公務員住宅用地：国有財産情報公開システム（財務省ホームページ） ・県職員住宅用地：「財産現在高明細書」（県管財課） ・市町村職員住宅用地：市町村照会 <p>従業員 30 人以上の事業所敷地面積：「工業統計調査」の事業所敷地面積（県統計課） 従業員 10 人以上 29 人以下の事業所敷地面積：以下の算式により算出 （従業員 30 人以上事業所の敷地面積）×（従業員 10 人以上 29 人以下事業所の製造品出荷額等）÷（従業員 30 人以上事業所の製造品出荷額等）</p> <p>「宅地」から「住宅地」及び「工業用地」を差し引いた面積</p>
7. その他	町土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。	
8. 町土面積	全国都道府県市区町村別面積調べ（国土地理院）による。	全国都道府県市区町村別面積調べ

参考資料：宮城県国土利用計画 一第五次一

(2) 国土利用計画の策定経緯

年 月 日	経 緯 等
平成26年 5月 1日 ～平成27年 3月27日	松島町国土利用計画策定に向けた基礎調査実施
平成26年 6月 5日 ～平成28年 1月 6日	松島町長期総合計画策定検討庁内委員会 全18回会議を開催 (土地利用に関する検討を含め総合計画の基本的事項を協議)
平成26年 7月10日 ～平成28年 3月23日	松島町長期総合計画策定検討委員会 全10回会議を開催 (土地利用に関する検討を含め総合計画の基本的事項を協議)
平成26年 9月25日 ～平成27年 8月20日	松島町長期総合計画策定検討若手プロジェクト会議 全3回会議を開催 (土地利用に関する検討を含め総合計画の基本的事項を協議)
平成26年10月 1日 ～ 10月31日	全世帯意識調査(アンケート)実施
平成27年 3月24日	松島町総合計画審議会 (アンケート調査結果、基礎調査結果について報告)
平成26年 5月 1日 ～平成27年 3月27日	松島町国土利用計画の原案の作成 (庁内関係課との調整・ヒアリング、計画原案の作成)
平成27年 7月30日	松島町長期総合計画策定検討委員会より提言書提出
平成27年11月12日	松島町長期総合計画策定検討若手プロジェクト会議より意見書提出
平成28年 1月22日	宮城県(震災復興・企画部地域復興支援課)と協議 (計画案について協議)
平成28年 1月27日 ～ 2月10日	松島町国土利用計画案に対する意見募集
平成28年 2月 9日	庁議 (計画案について協議)
平成28年 2月16日	庁議 (計画案について協議)
平成28年 2月18日	松島町議会全員協議会 (計画案について協議)
平成28年 3月 4日	松島町議会へ議案提出 松島町議会議決

2. 町土地利用の現況と利用区分ごとの規模の目標

(1) 計画における主要指標

区分	単位	実数(人、世帯)			構成比(%)			伸び率(%)		年率(%)	
		平成22年	平成32年	平成37年	平成22年	平成32年	平成37年	平成37年/ 平成22年	平成37年/ 平成32年	平成22年 ~ 平成37年	平成32年 ~ 平成37年
総人口	人	15,085	14,200	14,000	100.0	100.0	100.0	-7.2	-1.4	-0.5	-0.3
0~14歳	人	1,510	1,278	1,165	10.0	9.0	8.3	-22.8	-8.8	-1.5	-1.8
15~64歳	人	8,920	7,727	7,241	59.1	54.4	51.7	-18.8	-6.3	-1.3	-1.3
65歳以上	人	4,654	5,195	5,594	30.9	36.6	40.0	20.2	7.7	1.3	1.5
総世帯数	世帯	5,126	5,250	5,200	-	-	-	1.2	-1.4	0.1	-0.3
就業者数	人	6,842	6,450	6,345	100.0	100.0	100.0	-7.3	-1.6	-0.5	-0.3
第1次産業	人	385	365	355	5.6	5.6	5.6	-7.8	-2.7	-0.5	-0.5
第2次産業	人	1,364	1,285	1,265	19.9	19.9	19.9	-7.3	-1.6	-0.5	-0.3
第3次産業	人	5,093	4,800	4,725	74.5	74.5	74.5	-7.2	-1.6	-0.5	-0.3
町内総生産	百万円	56,930	53,640	52,835	100.0	100.0	100.0	-7.2	-1.5	-0.5	-0.3
第1次産業	百万円	802	755	745	1.4	1.4	1.4	-7.1	-1.3	-0.5	-0.3
第2次産業	百万円	25,192	23,735	23,380	44.3	44.3	44.3	-7.2	-1.5	-0.5	-0.3
第3次産業	百万円	30,936	29,150	28,710	54.3	54.3	54.3	-7.2	-1.5	-0.5	-0.3

注：平成22年値は国勢調査により、総人口は年齢不詳1人を含む合計値。

注：総生産額は景気動向等に左右され年変動が大きいため、H22の総生産額は、H20~24の平均値を基準生産額として採用。

(2) 利用区別の規模の目標

(単位：ha, %)

区分	規模の目標と変化の状況							参考値	
	平成26年 基準年次	平成37年 目標年次	増減	伸び率	年率	構成比		増減	年率
			H26~H37	H37/H26	H26~H37	H26	H37		
農地	1,012	998	-14.0	-1.4	-0.1	18.9	18.6	-28.0	-0.3
田	869	862	-7.0	-0.8	-0.1	16.2	16.1	-20.0	-0.2
畑	143	136	-7.0	-4.9	-0.4	2.7	2.5	-8.0	-0.5
森林	2,784	2,561	-223.0	-8.0	-0.7	52.0	47.8	5.0	0.0
国有林	156	156	0.0	0.0	0.0	2.9	2.9	9.0	0.6
民有林	2,628	2,405	-223.0	-8.5	-0.8	49.1	44.9	-4.0	0.0
原野等	12	12	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	12.0	-
水面・河川・水路	310	310	0.0	0.0	0.0	5.8	5.8	-19.0	-0.6
水面	32	32	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	-19.0	-3.7
河川	221	221	0.0	0.0	0.0	4.1	4.1	0.0	0.0
水路	57	57	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1	0.0	0.0
道路	285	289	4.0	1.4	0.1	5.3	5.4	0.0	0.0
一般道路	218	222	4.0	1.8	0.2	4.1	4.1	8.0	0.4
農道	67	67	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	-5.0	-0.7
林道	0	0	0.0	-	-	0.0	0.0	-3.0	-
宅地	312	545	233.0	74.7	6.8	5.8	10.2	9.0	0.3
住宅地	219	231	12.0	5.5	0.5	4.1	4.3	15.0	0.7
工業用地	0	220	220.0	-	-	0.0	4.1	-19.0	-
その他の宅地	93	94	1.0	1.1	0.1	1.7	1.8	13.0	1.6
その他	641	641	0.0	0.0	0.0	12.0	12.0	-27.0	-0.4
合計	5,356	5,356	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	-48.0	-0.1

注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

注：平成23年値から宮城県国土利用計画の利用区分の定義が変更されており、「原野」は採草放牧地を加え「原野等（原野+採草放牧地）」に、「農用地（田+畑+採草放牧地）」は「農地（田+畑）」に変更されている。

(3) 利用区分別の土地利用推移

(単位：ha)

区分	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
農地	1,040	1,028	1,027	1,027	1,027	1,027	930	1,008	1,011	1,012
田	889	873	872	872	872	872	788	866	867	869
畑	151	155	155	155	155	155	142	142	144	143
森林	2,779	2,779	2,784	2,787	2,787	2,785	2,785	2,785	2,788	2,784
国有林	147	150	153	156	156	156	156	156	156	156
民有林	2,632	2,629	2,631	2,631	2,631	2,629	2,629	2,629	2,632	2,628
原野等	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12
水面・河川・水路	329	328	328	328	329	329	325	328	309	310
水面	51	51	51	51	51	51	51	51	32	32
河川	221	221	221	221	221	221	221	221	221	221
水路	57	56	56	56	57	57	53	56	56	57
道路	285	279	282	282	283	283	280	281	281	285
一般道路	210	210	212	212	213	213	213	214	214	218
農道	72	66	67	67	67	67	64	67	67	67
林道	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0
宅地	303	304	304	305	307	307	307	310	311	312
住宅地	204	205	207	207	210	210	210	214	217	219
工業用地	19	19	19	0	0	0	18	0	3	0
その他の宅地	80	80	78	98	97	97	79	96	91	93
その他	668	686	679	675	671	673	765	680	692	641
合計	5,404	5,404	5,404	5,404	5,404	5,404	5,404	5,404	5,404	5,356

注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

注：平成23年値から宮城県国土利用計画の利用区分の定義が変更されており、「原野」は採草放牧地を加え「原野等（原野+採草放牧地）」に、「農用地（田+畑+採草放牧地）」は「農地（田+畑）」に変更されている。

(4) 利用区別の増減面積

(単位：ha, %)

区分	平成 17年	平成 26年	平成 37年	平成17年～平成26年		平成17年～平成37年		平成26年～平成37年		伸び率	
				増加	減少	増加	減少	増加	減少	26年	37年
農地	1,040	1,012	998		-28		-42		-14	97.3	98.6
田	889	869	862		-20		-27		-7	97.8	99.2
畑	151	143	136		-8		-15		-7	94.7	95.1
森林	2,779	2,784	2,561	5			-218		-223	100.2	92.0
国有林	147	156	156	9		9				106.1	100.0
民有林	2,632	2,628	2,405		-4		-227		-223	99.8	91.5
原野等	0	12	12	12		12				-	100.0
水面・河川・水路	329	310	310		-19		-19			94.2	100.0
水面	51	32	32		-19		-19			62.7	100.0
河川	221	221	221							100.0	100.0
水路	57	57	57							100.0	100.0
道路	285	285	289			4		4		100.0	101.4
一般道路	210	218	222	8		12		4		103.8	101.8
農道	72	67	67		-5		-5			93.1	100.0
林道	3	0	0		-3		-3			-	100.0
宅地	303	312	545	9		242		233		103.0	174.7
住宅地	204	219	231	15		27		12		107.4	105.5
工業用地	19	0	220		-19	201		220		-	-
その他の宅地	80	93	94	13		14		1		116.3	101.1
その他	668	641	641		-27		-27			96.0	100.0
合計	5,404	5,356	5,356	26	-74	258	-306	237	-237	99.1	100.0

注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

注：平成23年値から宮城県国土利用計画の利用区分の定義が変更されており、「原野」は採草放牧地を加え「原野等（原野+採草放牧地）」に、「農用地（田+畑+採草放牧地）」は「農地（田+畑）」に変更されている。

(5) 利用区分別転換マトリックス

(単位：ha)

区分	土地利用の増減 (平成27年～平成37年)					田	畑	森林	原野	水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他の住宅	その他	計
	平成26年 現況	平成37年 目標	増加	減少	計															
田	869	862		-7	-7															0
畑	143	136		-7	-7															0
森林	2,784	2,561		-223	-223															0
原野	12	12			0															0
水面	32	32			0															0
河川	221	221			0															0
水路	57	57			0															0
一般道路	218	222	4		4	0.7	0.5	2.4							0.2			0.1		3.9
農道	67	67			0															0
林道	0	0			0															0
住宅地	219	231	12		12	2.1	3.7	3.8				0.1						2.7		12.4
工場用地	0	220	220		220	4.3	1.0	214.0		0.4										219.7
その他の住宅地	93	94	4	-3	1	0.3	1.3	2.4											0.5	4.4
その他	641	641	1	-1	0													0.2		0.2
合計	5,356	5,356	241	-241	0	7.4	6.5	222.6	0	0.4	0	0	0.1	0	0	0.2	0	3.0	0.5	

3. 町土の利用区分ごとの関係指標の推移と目標

(1) 農地面積の推移と目標

〈参考〉宮城県

区分	農地面積			町土面積 (ha)	人口 (人)	町土面積 に占める 割合 (%)	人口一人 あたりの 農地面積 (㎡/人)	県土面積 に占める 割合 (%)	人口一人 あたりの 農地面積 (a/人)
	農地 (ha)	採草 放牧地 (ha)	計 (ha)						
平成17年	1,040	0	1,040	5,404	(16,193) 16,542	19.2	(642.3) 628.7	19.1	5.9
18	1,028	0	1,028	5,404	16,420	19.0	626.1	19.1	5.9
19	1,027	0	1,027	5,404	16,168	19.0	635.2	19.0	5.9
20	1,027	0	1,027	5,404	15,863	19.0	647.4	19.0	5.9
21	1,027	0	1,027	5,404	15,694	19.0	654.4	18.9	5.9
22	1,027	0	1,027	5,404	(15,085) 15,540	19.0	(680.8) 660.9	18.9	5.9
23	930	-	930	5,404	15,341	17.2	606.2	17.3	5.4
24	1,008	-	1,008	5,404	15,255	18.7	660.8	17.6	5.6
25	1,011	-	1,011	5,404	15,141	18.7	667.7	17.8	5.6
26	1,012	-	1,012	5,356	15,040	18.9	672.9	17.9	5.6

注：平成17年、平成22年の人口の（ ）内は国勢調査によるが、その他は住民基本台帳に基づく。

注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

注：平成23年値から宮城県国土利用計画の利用区分の定義が変更されており、「原野」は採草放牧地を加え「原野等（原野+採草放牧地）」に、「農用地（田+畑+採草放牧地）」は「農地（田+畑）」に変更されている。

(2) 森林面積の推移と目標

〈参考〉宮城県

区分	森林面積 (ha)	町土面積 (ha)	人口 (人)	町土面積 に占める 割合 (%)	人口一人 あたりの 森林面積 (ha/人)	県土面積 に占める 割合 (%)	人口一人 あたりの 森林面積 (ha/人)
平成17年	2,779	5,404	(16,193) 16,542	51.4	(0.17) 0.17	57.1	0.18
18	2,779	5,404	16,420	51.4	0.17	57.1	0.18
19	2,784	5,404	16,168	51.5	0.17	57.1	0.18
20	2,787	5,404	15,863	51.6	0.18	57.1	0.18
21	2,787	5,404	15,694	51.6	0.18	57.1	0.18
22	2,785	5,404	(15,085) 15,540	51.5	(0.18) 0.18	57.1	0.18
23	2,785	5,404	15,341	51.5	0.18	57.1	0.18
24	2,785	5,404	15,255	51.5	0.18	57.2	0.18
25	2,788	5,404	15,141	51.6	0.18	57.2	0.18
26	2,784	5,356	15,040	52.0	0.19	57.1	0.18

注：平成17年、平成22年の人口の（ ）内は国勢調査によるが、その他は住民基本台帳に基づく。
 注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

(3) 原野等面積の推移と目標

〈参考〉 宮城県

区分	原野等面積 (ha)	町土面積 (ha)	町土面積 に占める 割合 (%)	県土面積 に占める 割合 (%)
平成17年	0	5,404	0.0	0.3
18	0	5,404	0.0	0.3
19	0	5,404	0.0	0.3
20	0	5,404	0.0	0.3
21	0	5,404	0.0	0.3
22	0	5,404	0.0	0.3
23	12	5,404	0.2	0.5
24	12	5,404	0.2	0.5
25	12	5,404	0.2	0.5
26	12	5,356	0.2	0.5

注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

注：平成23年値から宮城県国土利用計画の利用区分の定義が変更されており、「原野」は採草放牧地を加え「原野等（原野+採草放牧地）」に、「農用地（田+畑+採草放牧地）」は「農地（田+畑）」に変更されている。

(4) 水面・河川・水路面積の推移と目標

区分	水面・河川 ・水路面積	町土面積	人 口	町土面積 に占める 割合	人口一人 あたりの 水面・河川 ・水路面積	〈参考〉宮城県	
	(ha)				(ha)	(人)	(%)
	(ha)	(ha)	(人)	(%)	(ha/千人)	(%)	(ha/千人)
平成17年	329	5,404	(16,193) 16,542	6.1	(20.3) 19.9	4.5	13.9
18	328	5,404	16,420	6.1	20.0	4.5	13.9
19	328	5,404	16,168	6.1	20.3	4.5	14.0
20	328	5,404	15,863	6.1	20.7	4.5	14.0
21	329	5,404	15,694	6.1	21.0	4.5	14.0
22	329	5,404	(15,085) 15,540	6.1	(21.8) 21.2	4.5	14.1
23	325	5,404	15,341	6.0	21.2	4.4	14.0
24	328	5,404	15,255	6.1	21.5	4.5	14.1
25	309	5,404	15,141	5.7	20.4	4.5	14.1
26	310	5,356	15,040	5.8	20.6	4.5	14.1

注：平成17年、平成22年の人口の（ ）内は国勢調査によるが、その他は住民基本台帳に基づく。
 注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

(5) 道路面積の推移と目標

〈参考〉宮城県

区分	道路面積				町土面積 (ha)	人口 (人)	町土面積 に占める 割合 (%)	人口一人 あたりの 道路面積 (ha/千人)	県土面積 に占める 割合 (%)	人口一人 あたりの 道路面積 (ha/千人)
	一般 道路 (ha)	農道 (ha)	林道 (ha)	計 (ha)						
平成17年	210	72	3	285	5,404	(16,193) 16,542	5.3	(17.6) 17.2	4.4	13.6
18	210	66	3	279	5,404	16,420	5.2	17.0	4.3	13.4
19	212	67	3	282	5,404	16,168	5.2	17.4	4.3	13.4
20	212	67	3	282	5,404	15,863	5.2	17.8	4.3	13.5
21	213	67	3	283	5,404	15,694	5.2	18.0	4.4	13.6
22	213	67	3	283	5,404	(15,085) 15,540	5.2	(18.8) 18.2	4.4	13.8
23	213	64	3	280	5,404	15,341	5.2	18.3	4.4	13.8
24	214	67	0	281	5,404	15,255	5.2	18.4	4.4	13.9
25	214	67	0	281	5,404	15,141	5.2	18.6	4.4	14.0
26	218	67	0	285	5,356	15,040	5.3	18.9	4.5	14.0

注：平成17年、平成22年の人口の（ ）内は国勢調査によるが、その他は住民基本台帳に基づく。
 注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

(6) 宅地面積の推移と目標

〈参考〉宮城県

区分	宅地面積				人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口一人 あたりの 宅地面積 (㎡/人)	一世帯 あたりの 宅地面積 (㎡/世帯数)	人口一人 あたりの 宅地面積 (㎡/人)
	住宅地 (ha)	工業 用地 (ha)	その他 の宅地 (ha)	計 (ha)					
平成17年	204	19	80	303	(16,193) 16,542	5,517	(187.1) 183.2	549.2	188.0
18	205	19	80	304	16,420	5,553	185.1	547.5	190.4
19	207	19	78	304	16,168	5,554	188.0	547.4	191.4
20	207	0	98	305	15,863	5,477	192.3	556.9	193.9
21	210	0	97	307	15,694	5,494	195.6	558.8	196.4
22	210	0	97	307	(15,085) 15,540	5,496	(203.5) 197.6	558.6	197.4
23	210	18	79	307	15,341	5,487	200.1	559.5	186.1
24	214	0	96	310	15,255	5,495	203.2	564.1	192.2
25	217	3	91	311	15,141	5,506	205.4	564.8	196.1
26	219	0	93	312	15,040	5,569	207.4	560.2	197.5

注：平成17年、平成22年の人口の（ ）内は国勢調査によるが、その他は住民基本台帳に基づく。

1) 住宅地面積の推移と目標

〈参考〉宮城県

区分	住宅地面積 (ha)	人口 (人)	町土面積 (ha)	人口一人 あたりの 住宅地 面積 (m ² /人)	町土面積に 占める 住宅地面積 の割合 (%)	一世帯あたりの 住宅地面積 (m ² /人)
平成17年	204	(16,193) 16,542	5,404	(126.0) 123.3	3.8	116.2
18	205	16,420	5,404	124.8	3.8	117.6
19	207	16,168	5,404	128.0	3.8	118.5
20	207	15,863	5,404	130.5	3.8	120.1
21	210	15,694	5,404	133.8	3.9	121.8
22	210	(15,085) 15,540	5,404	(139.2) 135.1	3.9	122.4
23	210	15,341	5,404	136.9	3.9	111.5
24	214	15,255	5,404	140.3	4.0	115.9
25	217	15,141	5,404	143.3	4.0	118.1
26	219	15,040	5,356	145.6	4.1	119.5

注：平成17年、平成22年の人口の（ ）内は国勢調査によるが、その他は住民基本台帳に基づく。

注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

2) 工業用地面積の推移と目標

〈参考〉宮城県

区分	工業用地面積 (ha)	町土面積 (ha)	町土面積に 占める住宅地 面積の割合 (%)	県土面積に 占める 割合 (%)
平成17年	19	5,404	0.4	0.4
18	19	5,404	0.4	0.4
19	19	5,404	0.4	0.4
20	0	5,404	0.0	0.4
21	0	5,404	0.0	0.4
22	0	5,404	0.0	0.4
23	18	5,404	0.3	0.4
24	0	5,404	0.0	0.4
25	3	5,404	0.1	0.4
26	0	5,356	0.0	0.4

注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

3) その他の宅地面積の推移と目標

〈参考〉宮城県

区分	その他の宅地面積 (ha)	町土面積 (ha)	町土面積に 占める住宅地 面積の割合 (%)	県土面積に 占める 割合 (%)
平成17年	80	5,404	1.5	1.9
18	80	5,404	1.5	2.0
19	78	5,404	1.4	2.0
20	98	5,404	1.8	2.0
21	97	5,404	1.8	2.0
22	97	5,404	1.8	2.0
23	79	5,404	1.5	2.0
24	96	5,404	1.8	2.0
25	91	5,404	1.7	2.1
26	93	5,356	1.7	2.1

注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

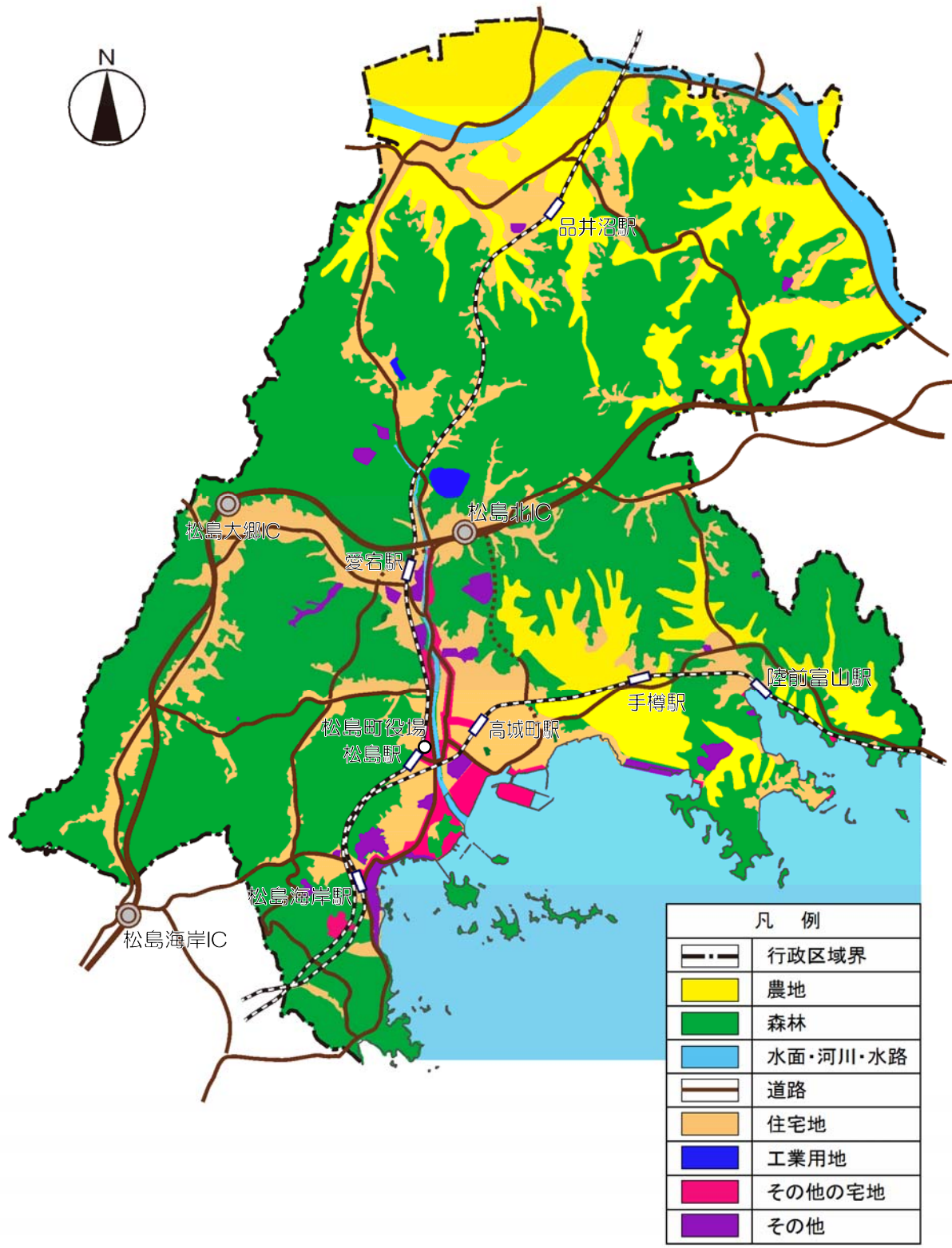
(7) その他面積の推移と目標

〈参考〉宮城県

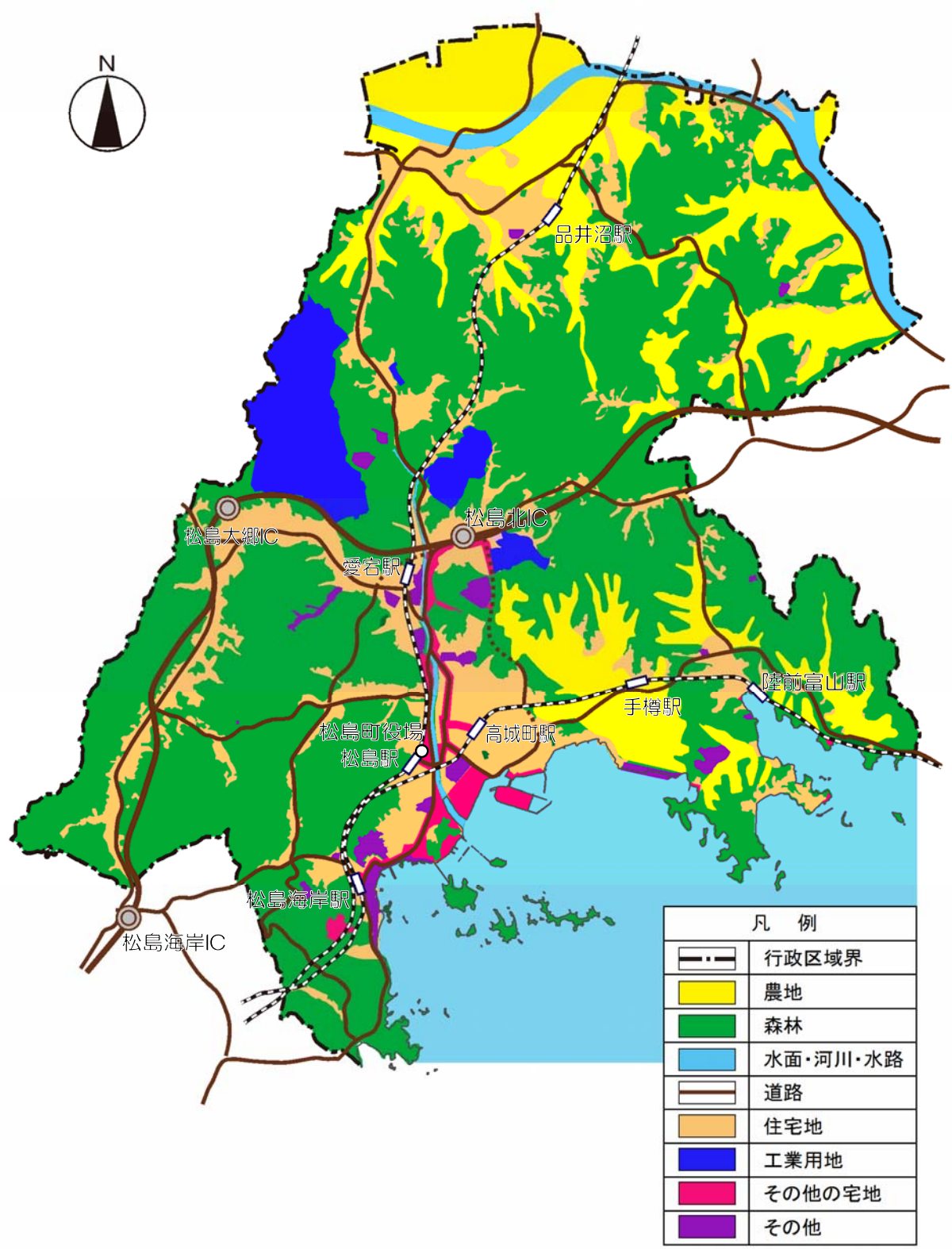
区分	その他の面積 (ha)	町土面積 (ha)	町土面積に 占める住宅地 面積の割合 (%)	県土面積に 占める 割合 (%)
平成17年	668	5,404	12.4	8.5
18	686	5,404	12.7	8.6
19	679	5,404	12.6	8.6
20	675	5,404	12.5	8.6
21	671	5,404	12.4	8.5
22	673	5,404	12.5	8.4
23	765	5,404	14.2	10.3
24	680	5,404	12.6	9.9
25	692	5,404	12.8	9.4
26	641	5,356	12.0	9.3

注：平成26年10月1日から「電子国土基本図」による面積計測方法に変更され、町土面積が減少している。

■松島町土地利用現況図

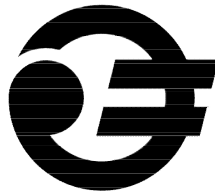


■松島町土地利用構想図



松島町国土利用計画

— 第 四 次 —



宮 城 県 松 島 町

〒981-0215 宮城郡松島町高城字婦命院下一19番地の1

TEL 022-354-5702 FAX 022-354-3140

E-mail info@town.matsushima.miyagi.jp

URL <http://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/>